

理由

早給は我々の生活に最も重大なる影響あるものにして我等はこの点に關して常に注意しつゝある。然るに現在運輸備員を除く他の備員の早給率及早給期間は種々たる名の下に低下せしめられ、更に不規則に延長せらる。頗るあり生活を不安ならしむるが故に昨年十月嘆願に及びし時当局は相当考慮すべしと回答せられしか既に八月も経過せし故調査も完了せしと思はるるが故に早給規程を厄の如く制定せられし。

給料	期間	甲	乙	丙
一、一〇円未満	八月	一二月	一一月	一〇月
一、一五〇	十月	一三月	一二月	一一月
二、二〇〇	十二月	一四月	一三月	一二月

三、不当減首絶對反對

當局は年々市又ハ電気局、財政難の口実の許に減首せらるる。もそれハ我々財産たる従業員をして極度に不安と恐怖の中に入れ、若くハ業務の内滑たる遂行に甚影響を及ぼすこと少なからず現下の社會状況に於ても絶對に之を許さず如何なる名目の下にも絶對に減首なき様にせられんことを望む。

一九二九、六、一七

以上

東京市電従業員協同會